

医療機器業公正競争規約へのご理解 および関連法規の遵守をお願いします!

本パンフレットでは、日常業務で直面しやすい事例をもとに、注意が必要な行動を挙げています。
改めましてご確認をお願いします。

医療機器業公正競争規約により 医療機器販売業者が無償でできないこと

医療機関等が自ら行うべき業務を医療機器販売業者が行うことは、医療機器の取引を不当に誘引する手段としての労務提供と判断され、医療機器業公正競争規約で制限されますのでできません。

機器の準備



医療従事者への使用機材の手渡し



片付け



シール貼り



納品後の棚入れ



送迎



関連法規により 医療機器販売業者ができないこと

医療機器販売業者は、患者へのリスクのある機器の操作や、医療行為に相当する行為はできません。

機器の操作



患者移動の補助



患者体位変換の補助



私たち医療機器販売業者は、医療機器業公正競争規約と関連法規を遵守しています。
ご理解とご協力をお願いします。

医療機器業公正取引協議会(公取協) 医療機器業公正競争規約

公正競争規約は、景品表示法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた業界ルールであり、法的な裏付けを持ったものです。

医療機器業界においては、医療機器業公正競争規約が制定されており、医療機器の取引において不当な景品類の提供が行われることを禁止しております。

公正競争規約は、医療機器業等告示による不当な景品類の提供に関する規制を医療機器の取引の実態にマッチさせ、より効果的かつ的確に規制するために、景品表示法に基づき、内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官と公正取引委員会から認定を受けて設定されています。

公正競争規約は、医療機器業界の自主規制ルールですが、このように、景品表示法に基づいて制定されていますから、法的根拠のあるルールです。この公正競争規約の適切な運用・管理を行うために、医療機器業公正取引協議会が設けられています。

動画(医療機関の皆様へ)▶

https://www.jftc-mdi.jp/for_medical/movie_list/



医療機器業公正競争規約はこちら▶

<https://www.jftc-mdi.jp/fcc/conditions/>



関連法規等

医療機器販売業者は、患者へのリスクのある機器の操作や、医療行為に相当する行為はできません。

厚生労働省 法令等データベースサービスはこちら▶

https://www.mhlw.go.jp/hourei/?utm_source=chatgpt.com



厚生労働省 医薬品・医療機器はこちら▶

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/?utm_source=chatgpt.com



医療法▶

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205>



医師法▶

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000201>



保健師助産師看護師法▶

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000203>



診療放射線技師法▶

<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0100000226>



臨床検査技師法▶

<https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC1000000076>



〈監修〉

■ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
弁護士 三村 まり子

■ 医療機器業公正取引協議会

〈制作〉

JAHID
Japan Association of Health Industry Distributors

一般社団法人日本医療機器販売業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-39-17 KOGA ビル 4 階
URL : <https://www.jahid.or.jp/>

